

2026年度

学 生 便 覧

日本歯科大学東京短期大学

はじめに

この「学生便覧」は、学生皆さんが本学における進級、卒業、修了に際し、勉学の道しるべとして、学生生活上の要点をまとめたものです。

ここに挙げられている事項は、皆さんの学生生活に深く関わる内容ですので、注意深く読んで、しっかりと理解し、必要に応じた対処の参考としてください。

本学としては、これら記載内容について、学生である皆さんが、承知しているものとして対応しますので、知らなかったというようなことが生じないように十分留意してください。

目 次

1. 本学の概要	2
2. 教務予定	10
3. 教務概要	13
4. 受 講	15
5. 授業科目	18
歯科技工学科	18
歯科衛生学科	20
専攻科 歯科衛生学専攻	22
6. 成績評価	23
7. 進級・留級・卒業・修了	25
8. 休学・復学・退学・懲戒・除籍	27
9. 一般心得	28
10. 事務手続き	31
11. 優秀賞・学術奨励賞・皆勤賞	33
12. 学生奨学制度・教育ローン	34
13. 学生総合保険制度	35
14. 課外活動	37
15. 生命歯学部との共用施設	39
16. 図書館	40
17. パソコンルーム	42
18. 危機事象への対応	43
19. 学内案内図・使用教室一覧	46
20. 生命歯学部案内	47
21. 歯科技工士国家試験	48
22. 歯科衛生士国家試験	49
23. 大学改革支援・学位授与機構の学位授与	50
24. 日本歯科大学東京短期大学学則より抜粋	51

1. 本学の概要

本学の沿革

日本歯科大学東京短期大学の母体である日本歯科大学は、1907年（明治40年）に創設され、これまで2万余名に近い歯科医師を世に送り出してきました。1968年（昭和43年）、本学の前身である日本歯科大学附属日本歯科技工専門学校は開校し、歯科医師とともに歯科医療の臨床に携わる医療従事者としての歯科技工士と歯科衛生士の養成を目的として、40年以上の教育の実績を積み重ねてきました。

近年、わが国の高齢社会化、高学歴化という社会環境の変化に加え、チーム医療の中でより高い技術を修得した医療人の養成を求められるようになってきています。そこで、2005年（平成17年）に日本歯科大学附属歯科専門学校を基盤とした日本歯科大学東京短期大学を新たに設置し、社会の要請に応える歯科技工士と歯科衛生士の養成に当たることにしました。さらに、専攻科では、国家試験合格後、高度な専門技能の修得を希望する方のために、歯科衛生学専攻1年課程を増設し、教育環境を整えました。

建学の精神

学校法人日本歯科大学建学の精神は「自主独立」であり、本学建学の目的を「心・技・体が調和した人間性豊かな歯科医療スペシャリストの育成」としています。

アドミッションポリシー

本学の基本理念と教育目標を達成するために、十分な学力と高い目的意識を持ち、相手の気持ちを理解できる人間性豊かな人を求めています。

教育の理念

本学学則には、その目的を「本学は、教育基本法および学校教育法の精神に基づき、歯科技工および歯科衛生に関する専門の知識と技術を教授研究し、豊かな教養と人格を備えた、高度な医療技術者を育成し、もって国民の保健医療の向上に寄与する。」と規定しています。この目的を体として、医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、知識、技術および倫理観など、学・術・道を兼ね備えた歯科技工士と歯科衛生士を養成します。

カリキュラムポリシー

教育の理念に基づき、歯科医療スペシャリストの育成のために基礎分野、専門基礎分野、専門分野および選択必修分野が系統的・段階的に学習できるようにカリキュラムを編成します。また、日本歯科大学生命歯学部と附属病院の協力を得て、教育内容の充実を図ります。

歯科技工学科

1. 教育の理念に基づき、教育課程を、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の3分野に大別し、学年の進行とともに系統的・段階的かつ自主的に学習できるように編成しています。
2. 基礎分野の科目は、歯科技工士として具備すべき幅広い視野と豊かな人間性を涵養し、歯科医療スペシャリストとして必要な思考力と感性を備えることができる授業科目です。
3. 専門基礎分野の科目は、歯科医療スペシャリストとして必要な基礎的知識・技術を修得できる授業科目です。
4. 専門分野の科目は、歯科医療スペシャリストとして必要な専門的知識・技術を修得するとともに、基礎分野・専門基礎分野で得たことを踏まえて、総合的な判断力を修得できる授業科目です。
5. すべての教育課程において、日本歯科大学生命歯学部と附属病院の協力を得て、教育内容の充実を図ります。

歯科衛生学科

1. 教育の理念に基づき、教育課程を、基礎分野、専門基礎分野、専門分野、選択必修分野の4分野に大別し、学年の進行とともに系統的・段階的かつ自主的に学習できるように編成しています。
2. 基礎分野の科目は、歯科衛生士として具備すべき幅広い視野と豊かな人間性を涵養し、歯科医療スペシャリストとして必要な思考力と感性を備えることができる授業科目です。
3. 専門基礎分野の科目は、歯科医療スペシャリストとして必要な基礎的知識・技術を修得できる授業科目です。
4. 専門分野の科目は、歯科医療スペシャリストとして必要な専門的知識・技術を修得するとともに、基礎分野・専門基礎分野で得たことを踏まえて、総合的な判断力や自ら研究することのできる基本的能力を修得できる授業科目です。
5. 選択必修分野の科目は、高度先進歯科医療、チーム医療や国際貢献など、時代のトピックスを見据え、それらの知識・技術を修得できる授業科目です。
6. すべての教育課程において、日本歯科大学生命歯学部と附属病院の協力を得て、教育内容の充実を図ります。

専攻科歯科衛生学専攻

1. 専攻科の教育理念に基づき、教育課程を、講義・演習・実習を中心とする専門分野、関連科目分野の2分野に大別し、歯科衛生活動の専門性を高めるために系統的・段階的かつ自主的に学習できるように編成しています。

2. 専門分野の科目は、歯科医療のスペシャリストとして生涯にわたって歯や口腔の健康を維持、増進、機能の回復を図り、人々の健康を支援するための理論を演習や実習を通して、歯科衛生活動に必要な判断力や自ら研究することのできる総合的な能力を修得できる授業科目です。
3. 関連分野の科目は、保健・医療・福祉の領域からヘルスプロモーションの概念を中心とするフィールド実習や歯科衛生活動を实践するうえで自らの問題点を科学的根拠に基づいて解決する研究能力を修得できる授業科目です。
4. すべての教育課程において、日本歯科大学生命歯学部と附属病院および多摩クリニックの協力を得て、教育内容の充実を図ります。

教育の目的

歯科技工学科・歯科衛生学科

教育の理念を具現化するために、歯科技工学科では2年間、歯科衛生学科では3年間の在学期間中に、一般教養科目の充実を図って短大教育の特色を出し、専門科目については、歯科医療の基礎と臨床に関する最新の講義と基礎・臨床実習を行います。高度の専門知識と技術、応用的研究能力、さらに豊かな人間性を身に付けた歯科技工士・歯科衛生士の総合的な教育を行い、グローバルな視点を持ち、歯科医師とのチーム医療により、国民の歯科保健増進に総合的に寄与する人材を育成することを目的としています。

専攻科歯科衛生学専攻

専攻科歯科衛生学専攻では歯科衛生学科で学んだ基礎的知識の上に、更に専門的知識と高度な技術を修得して、応用能力を備えた指導者となり得る歯科衛生士を育成することを目的としています。

教育の目標

1. 幅広い教養と倫理観を持った歯科技工士・歯科衛生士を育成します。
2. 人間性豊かで人の痛みが判る優しい歯科技工士・歯科衛生士を育成します。
3. コミュニケーション能力が優れた歯科技工士・歯科衛生士を育成します。
4. 歯科医学の最新の知識と技術を生涯学び続ける意欲と能力を持つ歯科技工士・歯科衛生士を育成します。
5. 将来の良質な歯科医療の確立を目指し、応用的研究能力を持つ歯科技工士・歯科衛生士を育成します。
6. 社会の要求とEBM（Evidence Based Medicine）を重んじた歯科医療に貢献する歯科技工士・歯科衛生士を育成します。
7. 問題を見だし解決する能力を持つ歯科技工士・歯科衛生士を育成します。
8. 地域医療に貢献できる歯科技工士・歯科衛生士を育成します。
9. 健康増進に貢献できる歯科技工士・歯科衛生士を育成します。
10. グローバルに活躍する歯科技工士・歯科衛生士を育成します。

学習成果

学校法人日本歯科大学全体としての建学の精神ならびに教育の目的に基づき、日本歯科大学東京短期大学の学生が卒業までに身につけるべき知識や資質、能力等を学習成果と定めている。

歯科技工学科

1. 補綴物、充填物および矯正装置の製作・修理・加工に関する知識と技術を身につける。
2. 医療における倫理観と豊かな人間性を身につける。
3. 自己研鑽に励み、専門職としての能力の維持向上を図る姿勢を身につける。
4. 相手を尊重した対応と良好な人間関係を構築するコミュニケーション能力を身につける。

歯科衛生学科

1. 歯科予防処置、歯科診療補助および歯科保健指導に関する知識と技術を身につける。
2. 医療における倫理観と豊かな人間性を身につける。
3. 自己研鑽に励み、専門職としての能力の維持向上を図る姿勢を身につける。
4. 良好な人間関係を構築できるコミュニケーション能力および多職種と連携する力を身につける。

ディプロマポリシー

歯科技工学科

本学では、以下のような能力を身に付け、且つ、所定の単位を修得することにより、短期大学士（歯科技工）の学位が授与されるとともに、歯科技工士国家試験の受験資格が得られます。

1. 補綴物、充填物および矯正装置の製作・修理・加工に関する知識と技能を有し、もって、国民の口腔健康管理に寄与できる能力を持つ。
2. 歯科技工士としての自覚と倫理観に基づいて自己研鑽ができる。
3. 豊かな人間性を持ち、相手を尊重した対応ができる。

歯科衛生学科

本学では、以下のような能力を身に付け、且つ、所定の単位を修得することにより、短期大学士（歯科衛生）の学位が授与されるとともに、歯科衛生士国家試験の受験資格が得られます。

1. 歯科医療に関する知識と技能および態度を修得している。
2. 人々に対して、豊かな人間性を持ち、歯科疾患の予防とともに口腔健康管理を提供し、質の高い業務を実践できる能力を身につけている。
3. 歯科衛生士としての自覚と倫理観に基づいて自己研鑽に励み、専門職としての能力の維持向上に努めることができる。

専攻科歯科衛生学専攻

本学では、以下のような高度な能力を身に付け、且つ、所定の単位を修得することにより、修了証書が授与されます。さらに、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の規定に準じた審査に合格したものは、口腔保健学士の学位が授与されます。

1. 歯科医療に関する基礎的な知識と技能を基に、医療従事者としての倫理観と使命感および信頼関係を活用した口腔保健管理が実践できる能力を身につけている。
2. 保健医療福祉関係者と連携・協働し、歯科衛生士としてのリーダーシップを発揮することができる。
3. 歯科衛生学の発展に寄与する歯科衛生研究の能力を有している。

年 譜 抄

昭和 43 年(1968)	4 月	日本歯科大学附属日本歯科技工専門学校を葛飾区金町に設置、中原實、校長に就任
	6 月	校舎を千代田区富士見 1 丁目に移転
昭和 45 年(1970)	4 月	歯科技工士専攻科を附置
昭和 46 年(1971)	4 月	日本歯科大学附属歯科専門学校（歯科技工士科）と改称
	4 月	歯科衛生士科を増設
昭和 47 年(1972)	4 月	各種学校となる
昭和 52 年(1977)	1 月	専修学校となる
昭和 60 年(1985)	7 月	校舎を千代田区富士見 2 丁目（病院隣）に移転
平成 16 年(2004)	11 月	日本歯科大学東京短期大学を設置
平成 17 年(2005)	4 月	古屋英毅、学長に就任
平成 18 年(2006)	4 月	専攻科歯科技工学専攻を設置
	12 月	小口春久、学長に就任
平成 21 年(2009)	4 月	専攻科歯科衛生学専攻を増設
平成 24 年(2012)	4 月	専攻科歯科技工学専攻を専攻科総合技工学専攻と改称 専攻科歯科技工学専攻を増設
平成 25 年(2013)	4 月	専攻科口腔リハビリテーション学専攻を増設
平成 29 年(2017)	4 月	奈良陽一郎、学長に就任
令和 3 年(2021)	4 月	小林隆太郎、学長に就任
令和 7 年(2025)	4 月	新校舎（現在地）に移転 俣木志朗、学長に就任

本学の校章



本学の役員

理 事 長	中 原 泉
学 長	俣 木 志 朗
副 学 長	大 島 克 郎
歯科技工学科長	雲 野 泰 史
歯科衛生学科長	池 田 利 恵
教 務 課 長	関 口 洋 子
学 生 課 長	竹 井 利 香

本学の概要

名 称	日本歯科大学東京短期大学 The Nippon Dental University College at Tokyo
略 称	正式略称：日歯大東京短大、学内略称：東京短大
学 科	歯科技工学科：Department of Dental Technology 歯科衛生学科：Department of Dental Hygiene 専攻科歯科衛生学専攻： Graduate Programs, The Major of Dental Hygiene
所在地	東京都新宿区筑土八幡町 2 丁目 3 番 (〒162-0815) 2-3 Tsukudohachimanchō, Shinjuku-ku, Tokyo, 1620815, Japan TEL 03 (3266) 5061 (代表) FAX 03 (3266) 5062
交 通	JR 総武線 飯田橋駅 東口改札出口：徒歩 6 分 東京メトロ東西線・有楽町線・南北線・都営地下鉄大江戸線 飯田橋駅 B1 出口：徒歩 4 分 東京メトロ東西線 神楽坂駅 1b 出口：徒歩 6 分
環 境	東京の中心にほど近い飯田橋駅から近距離に位置しています。 また、日本歯科大学生命歯学部、日本歯科大学附属病院が徒歩圏内に あり、通学や勉学をする環境として最適です。

特 色

本学専任教員を始め、日本歯科大学の熟達の教授、准教授、講師および助教が第一線に立って講義や実習などの指導に当たり、密度の濃い、充実した幅広い教育を行っています。

1. 歯科技工学科 2 年次における歯科技工実習は、日本歯科大学附属病院から受託した実際の患者さんの模型を用いて、歯科技工物の製作を見学します。また、附属病院で実際の患者さんの診療を見学します。
2. 歯科衛生学科は、2 年次後学期から日本歯科大学附属病院において、生命歯学部学生とともに、実際の患者さんを対象として臨床実習を行います。院外の臨床施設においても同様の実習を行い、また、保健福祉施設での臨地実習を 1 年間通して行います。このような高度な臨床実習によって、歯科保健医療の専門職として、卒業後すぐに役立つ、十分な知識と技術を伴った実力を身に付けることができます。
3. 専攻科歯科衛生学専攻では、歯科衛生士免許取得後、将来の歯科医療を担う指導的立場の歯科衛生士を目指す方のために 1 年間の課程を設置しており、高度な専門的知識と技術を身に付けることができます。さらに、本学歯科衛生学科卒業生は専攻科で全課程を修了し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の学習成果報告書の学位審査に合格すると、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の学位規則第 6 条第 1 項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例（認定専攻科修了見込み者に対する審査方式）により、「口腔保健学」の学士を取得することもできます。

2. 教 務 予 定

令和8年度 教務予定表

月	日(曜)	事 項	
4	3(金)	入学式	
	4(土)	生命歯学部・東京短大合同新入生歓迎会(予定)	
	6(月)	技工学科第1学年・衛生学科第1学年 前学期オリエンテーション [7日(火)まで]	
		技工学科第2学年・衛生学科第2学年 前学期 オリエンテーション・前学期授業開始 衛生学科3学年 前学期 オリエンテーション,専攻科歯科衛生学専攻 前学期オリエンテーション [7日(火)まで]	
	上旬	歯科衛生学科第2学年・第3学年 学力試験	
	7(月)	衛生学科第3学年 前学期授業開始 [9月29日(火)まで]	
	8(火)	衛生学科第3学年 臨床・臨地実習再開 [7月27日(月)まで]	
		技工学科第1学年・衛生学科第1学年 前学期授業開始 専攻科歯科衛生学専攻 前学期授業開始	
	下旬	技工学科第2学年 登院式	
	26(日)	合同合宿・クラブ活動週間 [28日(火)まで]	
30(木)	休講[5月1日(金)まで] 未定		
5	15(金)	学生健康診断(専攻科を除き休講)	
	24(日)	歯科衛生学科第2学年・第3学年 保護者会	
6	1(月)	日本歯科大学創立記念日	
	上旬	衛生学科第2学年 全国小学生歯みがき大会	
	6(土)	衛生学科第2学年 歯と口の健康週間事業	
	9(火)	技工学科第1学年 前学期試験 [6月18日(木)・9月10日(木)]	
	16(火)	技工学科第1学年 前学期追再試験 [6月23日(火)・9月15日(火)]	
7	上旬	短期大学交流会 専攻科歯科衛生学専攻「学修総まとめ科目 履修計画書」提出締切(特例) 衛生学科第3学年 千代田区立富士見小学校集団指導	
	17(金)	衛生学科第2学年前学期試験 [7月24日(金)まで]	
	21(火)	技工学科第2学年 就職ガイダンス 衛生学科第1学年前学期試験 [7月27日(月)まで]	
		技工学科第2学年 進学ガイダンス	
	27(月)	技工学科第1学年 夏期休暇 [8月31日(月)まで]	
	29(水)	衛生学科第3学年 前学期試験	
	31(金)	技工学科第2学年 夏期休暇 [8月21日(金)まで]	
	下旬	技工学科第2学年 企業見学会	
	8	3(月)	衛生学科第3学年 前学期追再試験 衛生学科第1学年 前学期追再試験,衛生学科第2学年 前学期追再試験 [7日(金)まで]
		4(火)	衛生学科第3学年 夏期休暇 [8月21日(金)まで]
10(月)		衛生学科第1学年 夏期休暇 [9月29日(火)まで],衛生学科第2学年 夏期休暇 [9月16日(水)まで] 専攻科歯科衛生学専攻 夏期休暇 [8月31日(月)まで]	
24(月)		衛生学科第3学年 授業再開 [9月29日(火)まで]	
		技工学科第2学年 授業再開 [9月7日(月)まで]	

月	日(曜)	事 項
9	1(火)	技工学科第1学年 授業再開 [9月30日(水)まで] 専攻科歯科衛生学専攻 前学期試験 [2日(水)まで]
	8(火)	技工学科第2学年 前学期試験 [9日(水)まで]
	10(木)	専攻科歯科衛生学専攻 前学期追再試験 [11(金)まで]
	15(火)	技工学科第2学年 前学期追再試験 [16日(水)まで]
	17(木)	衛生学科第2学年授業再開[18日(金)まで]
	25(金)	衛生学科第2学年 臨床・臨地実習オリエンテーション [30日(水)まで]
	30(水)	衛生学科第1,2,3学年 後学期オリエンテーション
	下旬	専攻科歯科衛生学専攻 大学改革支援・学位授与機構学習成果の提出締切(通例)
10	1(木)	技工学科第1, 2学年 後学期オリエンテーション・後学期授業開始,衛生学科第1学年 後学期授業開始 衛生学科第2学年 登院式 衛生学科第3学年 後学期授業開始 [3月上旬まで], 専攻科歯科衛生学専攻 後学期オリエンテーション
	2(金)	衛生学科第2学年, 専攻科歯科衛生学専攻 後学期授業開始
	7(水)	衛生学科第2学年 臨床・臨地実習開始
	24(土)	富士見祭 [25日(日)まで]
	29(木)	技工学科第1学年 後学期試験 [12月1日(火)・12月15日(火)・2月1日(月)・2月8日(月)]
	下旬	衛生学科第2学年 上級救命講習
11	5(木)	技工学科第1学年 後学期追再試験[12月8日(火)・12月21日(月)・2月15日(月)・2月16日(火)]
	10(火)	衛生学科第3学年 文京区立茗台中学校集団指導
12	14(月)	技工学科第2学年 後学期試験 [15日(火)まで]
	14(月)	衛生学科第3学年 後学期試験 [16日(水)まで]
	21(月)	技工学科第2学年 後学期追再試験 [22日(火)まで] 衛生学科第3学年 後学期追再試験 [23日(水)まで]
	未定	専攻科歯科衛生学専攻 大学改革支援・学位授与機構実施小論文試験(通例)
	22(火)	技工学科第1学年 冬期休暇 [1月5日(火)まで]
	23(水)	技工学科第2学年 冬期休暇 [1月5日(火)まで]
	24(木)	衛生学科第1学年 冬期休暇 [1月5日(火)まで],衛生学科第3学年 冬期休暇 [1月4日(月)まで]
	28(月)	専攻科歯科衛生学専攻 冬期休暇 [1月5日(火)まで]
	29(火)	衛生学科第2学年 冬期休暇 [1月4日(月)まで]

月	日(曜)	事 項
1	5(月) 6(水) 18(月) 21(木) 28(木) 29(金) 下旬	<p>衛生学科第2学年 授業再開 [1月22日(金)まで],衛生学科第3学年 授業再開 [3月上旬まで]</p> <p>技工学科第1学年 授業再開 [2月17日(水)まで],技工学科第2学年 授業再開 [2月中旬まで]</p> <p>衛生学科第1学年 授業再開 [1月20日(水)まで]</p> <p>衛生学科第2学年 臨床・臨地実習再開</p> <p>専攻科歯科衛生学専攻 授業再開 [2月26日(金)まで]</p> <p>技工学科第2学年 第1回卒業試験(統合科目試験)</p> <p>専攻科歯科衛生学専攻 後学期試験 [22日(金)まで]</p> <p>衛生学科第1学年 後学期試験 [2月4日(木)まで],専攻科歯科衛生学専攻 後学期追再試験 [29日(金)まで]</p> <p>技工学科第2学年 第2回卒業試験(統合科目試験)</p> <p>衛生学科第3学年 第1回卒業試験(総論科目試験), 専攻科歯科衛生学専攻 研究成果発表会</p>
2	12(金) 19(金) 中旬 中旬 中旬 18(木) 26(金) 22(月) 下旬	<p>衛生学科第1学年 後学期追再試験 [19日(金)まで]</p> <p>衛生学科第2学年 後学期試験 [24日(水)まで]</p> <p>技工学科第1学年 上級救命講習</p> <p>技工学科第2学年 歯科技工士国家試験</p> <p>衛生学科第3学年 第2回卒業試験(総論科目試験)</p> <p>技工学科第1学年 春期休暇開始</p> <p>衛生学科第2学年 後学期追再試験 [3月3日(水)まで]</p> <p>衛生学科第1学年 春期休暇開始</p> <p>専攻科歯科衛生学専攻「学修総まとめ科目 成果の要旨」提出締切(特例)</p> <p>専攻科歯科衛生学専攻 大学改革支援・学位授与機構実施審査結果通知(通例)</p>
3	上旬 上旬 4(木) 下旬	<p>衛生学科第3学年 歯科衛生士国家試験</p> <p>学位記授与式(卒業式・修了式)</p> <p>衛生学科第2学年 春期休暇開始</p> <p>技工学科第2学年・衛生学科第3学年 国家試験合格発表</p> <p>専攻科歯科衛生学専攻 大学改革支援・学位授与機構実施審査結果通知(特例)</p>

3. 教 務 概 要

学 年	4月1日～翌年3月31日
学 期	各学年 2 学期制 前学期 4月1日～9月30日 後学期 10月1日～3月31日
履 修	学年制に基づく、各学年による履修です。
休 暇	土曜日、日曜日、国民の祝日および祝日振替日 日本歯科大学創立記念日 6月1日 春期休暇 4月1日～4月10日 夏期休暇 7月11日～8月31日 冬期休暇 12月25日～翌年1月10日 (春期、夏期、冬期の休暇期間は、学科と学年で異なります。詳しくは、各学科、学年の教務予定表によります。) その他臨時休暇と指定された日 授 業 月曜日～金曜日の週5日制 授業方法には、講義、実習および演習などがあり、科目は必修ですが、一部選択と選択必修もあります。
単 位	各授業科目の単位数は、次の基準により計算します。 1. 講義・演習については、15～30時間の授業をもって1単位 2. 実験、実習・実技については、30～45時間の授業をもって1単位 臨床実習については、学修の成果を評価して単位が認定されますので、上記の計算方法とは別に定めます。
補 講	休校や、やむを得ぬ休講のため授業の回数が不足した場合には、適宜補講を行います。
特別授業	多目的にわたる講義や関連科目についての授業、記念講演などがあります。
補 習	学習支援を目的として、特別に補習を行うことがあります。
時 限	授業は1日5時限目まであります。 1時限目 9:00～10:20 2時限目 10:35～11:55 3時限目 13:00～14:20 4時限目 14:35～15:55 5時限目 16:10～17:30 (但し、歯科衛生学科の臨床・臨地実習、専攻科歯科衛生学専攻の臨床・臨地実習は、実習施設により異なります。)

教材	各学年の年度始めなどに、本学で指定した教材を学費出資者宛に通知し、購入していただくもので、指定業者から受領してください。
学生番号	各学生に個人番号を定めています。番号は学生証に記載されており、学生生活において常にこの番号が用いられるため、各自覚えておいてください。
シラバス	<p>シラバス（授業計画書）は、学生の皆さんが履修すべき授業の概要をあらかじめ把握し、自ら積極的に受講する意欲を起し、勉学の習慣を培うために作成されたものです。各授業を系統的に理解し、下記のとおり活用してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 授業に際し、事前に該当授業のページに目をとおしておく。 2. 授業に際し、シラバスを必ず持参し、必要に応じてチェックする。 3. 欠席した場合は、該当授業のページを確認し、事後の補習に備える。 4. やむを得ない事情により休講した場合は、該当授業の変更を確認しておく。 5. 予習と復習の指針とする。 6. 試験に際し、試験範囲などの系統的勉強の指針とする。
Zoom	<p>オンライン授業やクラスのオンラインミーティングには、Zoom システムを使用します。自身のパソコン、タブレット、スマートフォンのいずれかに Zoom のインストールが必要となります。インターネットに安定して接続できる環境を整えてください。</p> <p>Zoom ダウンロード https://zoom.us/download</p>

4. 受 講

学生の本分	学生は、教職員と友人に対して敬愛の念を忘れず、礼儀を尽くしてください。また、歯科医療に携わる医療従事者として、幅広い人間性と豊かな見識、専門性の高い技術を習得した医療人となるために修学してください。
服 装	服装は原則として自由ですが、医療関係従事者を目指す本学の学生にふさわしいものを身に付け、清潔、質素を心掛けてください。身なりは、あくまで勉学の間であることを心に留めておいてください。
学生証	本学校舎内では、安全管理上、外部者と区別するため、常に学生証をネームホルダーに入れ、着用してください。
出欠席	出欠席は、毎時限ごとに確認します。
欠席届	授業を欠席した場合は、理由を明記した欠席届を速やかに担当教員に提出してください。病気で10日以上欠席した場合は、医師の診断書を添えてください。
休 講 と 授業変更	休講または授業変更になる場合は、あらかじめ通知します。担当教員が授業開始時間から10分間が過ぎても教室に来ない場合は、勝手な行動をとらず、その都度、クラス主任、または教務課の指示を仰いでください。
自然災害 (台風・豪雨・地震等) の対応	自然災害の影響で、午前6時現在 JR 総武線が不通の場合には1時限目、2時限目の授業を休講とし、午前10時現在不通の場合は3時限目以降の授業を休講としますので、無理をして登校する必要はありません。交通手段が確保できないため欠席する場合には、届出により欠席扱いにはしません。交通手段が回復してから安全に配慮し、登校してください。
交通ストライキ	交通ストライキの場合は、JR のストライキが当日午前6時に解決していない場合に限り、当日の授業を休講とします。その他の交通機関のみがストライキの場合は、平常通り授業を行います。
遅 刻 早 退	遅刻した場合は、科目によっては入室できません。欠席扱いになることがあります。また、早退についても欠席扱いになることがあります。特に、一限目の授業については、交通機関などの遅延があることを考えて、開始時刻10分前までに短大に入館するように心がけてください。遅刻・早退をした場合は、速やかに遅刻・早退届をクラス主任などに提出してください。
急 病	授業中や学内で気分が悪くなった時や怪我・事故の場合は教員に申し出てください。日本歯科大学附属病院などで受診することができます。
忌引き	2親等以内の親族について、亡くなった日から父母・子は土日祝日を含めて7日間、兄弟姉妹・祖父母は土日祝日を含めて3日間を限度として認め、忌引として取り扱います。ただし、服喪のために遠方に移動を要する場合は、移動日数を加算して認める場合があります。原則として当日を含め1週間以内に忌引を証明する書類(会葬礼状など)を添えてクラス主任などに提出してください。

呼び出し	電話、窓口などによる外部からの学生の呼び出しは、一身上の緊急事態の場合を除いて取り継ぎはいたしません。
掲 示	成績、進級、卒業に関する事項、授業の変更、休講および行事などの連絡通知を要する事項については、掲示板に掲示します。掲示物には常に十分注意を払い、見落とさないようにしてください。
携帯電話	携帯電話、スマートフォンなどの電源は、講義、実習の妨げや、病院などで医療機器の妨げとなりますので、必ず切ってください。講義や実習中のメールでのやりとりや閲覧も厳禁です。また、講義室、実習室などでの充電は禁止です。充電が必要な際は、短大事務室窓口にて充電サービスが受けられます。
清涼飲料水	講義、実習中は、机の上に缶・ペットボトルなどの清涼飲料水を置かないでください。病気などで水分補給が必要な場合には授業担当者の許可を得てください。
クラス主任	各学科、各学年に、クラス主任と副主任が選任されています。これは教員側の窓口として設けたもので、学生の皆さんとできるだけ多く接触し、クラスのことや個人的問題の相談に応じて指導と助言を行います。
クラス幹事	各学科の各学年に2名のクラス幹事（学生）を選び、本学教務課、学生課の連絡役などに当たります。クラスに関する要望なども、このクラス幹事を通じて行ってください。なお、1年次前学期のクラス幹事のみ、本学で指名します。クラス主任とクラス幹事は、本学と学生間の重要なパイプ役であることを認識して、常に密接な連絡を保ち、意思の疎通を十分に図るよう努めてください。
定期健康診断	本学では、毎年、定期健康診断を実施して皆さんの健康状態を把握し、健全な学生生活が送れるように努めています。定期健康診断は授業の一環として行っているため、指定日に受診しない方は、欠席扱いとします。この趣旨を理解し、必ず受診してください。健診の結果、異常が認められた場合は、その旨本人に連絡いたします。受診しなかった方は、各自最寄りの医療機関で健診を受け、診断書を本学教務課・学生課に必ず提出してください。
B型肝炎 予防ワクチン	本学では、感染予防対策の一環としてB型肝炎ワクチン予防接種を臨床実習前の学生を対象に推奨しています。臨床実習が始まると、医療機関ではB型肝炎ウイルスのキャリアの患者さんと接触する場合があります。このB型肝炎ウイルスは不顕性のため、予め感染をチェックすることが困難です。したがって、希望する学生には予防対策として有効であるワクチン接種を実施しています。
インフルエンザ 予防ワクチン	本学では、感染予防対策の一環としてインフルエンザワクチン予防接種を臨床実習前、国家試験前の学生を対象に、任意で実施を予定しています。インフルエンザワクチンの効果に関する研究によると、発病の阻止や症状が軽度ですむとされ、効果が期待されています。しかし、ワクチンの接種で血中に抗体はできるものの、感染は免疫力そのものに影響されることから、ワクチンを接種すればインフルエンザにかからないという訳ではなく、各自生活面への注意を要します。

<p>感染症 抗体検査</p>	<p>本学では、新入生に対し、集団感染に備え、学校保健安全法施行規則（感染症の種類第二種）にある5種類の感染症抗体検査（百日咳・麻疹・流行性耳下腺炎・風疹・水痘）を実施しています。抗体のない学生に対しては、予防ワクチンの接種を勧奨しています。</p>
<p>手指消毒</p>	<p>館内には、消毒用アルコールを設置しています。感染症防止対策として、入室や退出に際し、適宜消毒を行うようにしましょう。</p>
<p>本学からの お知らせ</p>	<p>在学生の皆さんに対するお知らせを、東京短期大学ホームページに掲載することがあります。適宜確認するようにして下さい。</p> <p>日本歯科大学東京短期大学ホームページ http://tandai.ndu.ac.jp/tky/</p>
<p>その他</p>	<p>いわゆる「公欠」の制度はありません。</p> <p>ただし、感染症、本学を代表して参加する課外活動および大学行事等のためにやむを得ず授業を欠席する場合、所定の手続きをすることにより、出席扱いの欠席として特別に認めることがあります。多欠席者や学則その他学内諸規程に違反した学生は認めないことがあります。</p>

5. 授 業 科 目

歯科技工学科

1年次	<p>幅広い教養と人間性の豊かさを養うために、基本英語、総合英語、美術概論、情報リテラシー、健康科学、法学、およびコミュニケーション学を履修します。さらに、各自の希望に合わせて、心理学、または文章表現法のいずれかを履修します。</p> <p>そのほか、歯科技工学概論をはじめ、歯及び口腔解剖学基礎、歯科理工学基礎、有床義歯技工学基礎、および歯冠修復技工学基礎など、歯科技工の基礎を講義と模型実習などによって履修します。授業は、本学専任教員、日本歯科大学生命歯学部各講座の教員、附属病院各診療科の教員、外部からの非常勤講師が専門とする分野を担当し、総合的に教授します。</p>
2年次	<p>日本歯科大学附属病院において、病院技工実習（見学）を行います。同病院内の診療科などへ順次配置され、診療の現場で密度の濃い指導を受け、実践的な歯科技工実習を1年次に引き続き行っています。さらに、歯科技工士としての心・技・体の見識と技術を身に付けます。</p>

2026年度 日本歯科大学東京短期大学歯科技工学科 授業科目の履修時期と単位数

日本歯科大学東京短期大学歯科技工学科						歯科技工士学校養成所指定規則	
科目名	学年	前学期	後学期	必修 単位数	選択 単位数	単位数	教育内容
基本英語	1			1		5	科学的思考の基盤 人間と生活
総合英語	1			1			
美術概論	1			1			
情報リテラシー	1			1			
健康科学	1			1			
法学	1			1			
心理学	1				1		
文章表現法	1				1		
コミュニケーション学	1			1			
小計				7	1		
関係法規	1			1		3	歯科技工と歯科医療
関係法規総合	2			1			
歯科技工学概論	1			1			
小計				3			
歯及び口腔解剖学基礎	1			2		7	歯・口腔の構造と機能
歯及び口腔解剖学応用	2			1			
歯及び口腔解剖学総合	2			1			
歯及び口腔解剖学実習基礎	1			2			
歯及び口腔解剖学実習応用	2			1			
歯及び口腔解剖学実習総合	2			1			
顎口腔機能学	1			1			
顎口腔機能学総合	2			1			
顎口腔機能学実習	1			1			
小計				11			
歯科理工学基礎	1			4		7	歯科材料・歯科技工 機器と加工技術
歯科理工学応用	2			2			
歯科理工学総合	2			1			
歯科理工学実習	1			1			
小計				8			
有床義歯技工学基礎	1			2		12	有床義歯技工学
有床義歯技工学応用	2			2			
有床義歯技工学総合	2			1			
有床義歯技工学実習基礎	1			6			
有床義歯技工学実習応用	2			2			
有床義歯技工学実習総合	2			1			
小計				14			
歯冠修復技工学基礎	1			2		13	歯冠修復技工学
歯冠修復技工学応用	2			2			
歯冠修復技工学総合	2			1			
歯冠修復技工学実習基礎	1			6			
歯冠修復技工学実習応用	2			2			
歯冠修復技工学実習総合	2			1			
小計				14			専門分野
矯正歯科技工学	1			1		2	矯正歯科技工学
矯正歯科技工学総合	2			1			
矯正歯科技工学実習	2			1			
小計				3			
小児歯科技工学	1			1		2	小児歯科技工学
小児歯科技工学総合	2			1			
小児歯科技工学実習	2			1			
小計				3			
歯科技工実習	2			11		11	歯科技工実習
小計				11			
合計				74	1	62	分野合計
統合歯科技工学	2			1		その他の科目	
統合歯科技工学実習	2			1			
合計				2			
総計				77			

歯科衛生学科

1年次	深い教養、豊かな人間性および広い視野で物事を考える力を育むために、コミュニケーション学、健康科学、心理学、倫理学および文章表現法などを履修します。そのほか、生命科学概論をはじめ、栄養代謝学、生理学、口腔解剖学、薬理学、および衛生・公衆衛生学など、医歯学の基礎科目を学びます。また、歯科衛生士の主要業務と密接につながる歯科予防処置、歯科保健指導、歯科診療補助を履修します。授業は、本学専任教員、日本歯科大学生命歯学部各講座の教員、附属病院各診療科の教員および外部からの非常勤講師が専門とする分野を担当します。さらに、実習では本学専任教員や附属病院の歯科衛生士、歯科衛生士である非常勤講師が指導します。
2年次	臨床実習として日本歯科大学附属病院において、各診療科に配属され、生命歯学部学生とともに、歯科疾患の予防処置と歯科診療補助の業務を習得し、また歯科診療補助を中心に歯科診療所で臨床実習を1年間にわたって幅広く行い、歯科衛生士としての技能と態度を身に付けます。臨地実習では、地域保健センター、障害者(児)施設、特別養護老人ホームの現場に出て、保健指導の活動を理解するとともに歯科診療所での臨床実習も行います。
3年次	個人の自立とQOLの向上を目指す有病者、要介護高齢者および障がい者の支援ができる歯科衛生士を目指し、口腔保健管理学や介護技術論を履修します。臨床実習では、2年次に引き続き日本歯科大学附属病院で実習を行うとともに、実際の歯科診療室において、診療補助、予防業務および保健指導を理解します。臨地実習では、地域保健センター、障害者(児)施設、特別養護老人ホームでの実習を行います。また、3年間の授業のまとめとして、歯科衛生士業務に関連した歯科予防処置や歯科保健指導を応用した実習を多く取り入れています。さらに、各自の希望と進路に合わせ、歯科審美学、ヘルスプロモーション活動論、卒業研究等の科目から選択して履修することができます。

2026年度 日本歯科大学東京短期大学歯科衛生学科 授業科目の履修時期と単位数

日本歯科大学東京短期大学歯科衛生学科						歯科衛生士学校養成所指定規則			
科目名	学年	前学期	後学期	必修 単位数	選択 単位数	単位数	教育内容		
自然科学	1			1		10	科学的思考の基盤 人間と生活	基礎分野	
コミュニケーション学	1			1					
健康科学	1			1					
実践英語	1			2					
心理学	1			3					
倫理学	1			1					
情報リテラシー	1			1					
文章表現法	1			2					
小計				12					
生命科学概論	1			2		4	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	専門基礎分野	
解剖学	1			1					
栄養代謝学	1			1					
小計				4					
生理学	1			2		5	歯・口腔の構造と機能		
口腔解剖学	1			2					
組織発生学	1			1					
小計				5					
病理学	1			2		6	疾病の成り立ち及び回復過程の促進		
微生物学	1			2					
薬理学	1			2					
小計				6					
口腔衛生学	1			2		11	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と 社会の仕組み		
衛生・公衆衛生学	1			2					
地域保健活動論	2			1					
歯科保健統計学	3			1					
衛生行政	1			1					
社会福祉概論	1			1					
看護概論	2			1					
言語発達・摂食嚥下学	3			2					
小計				11					
歯科衛生士概論	1			2		2	歯科衛生士概論		
小計				2					
歯科保存学	2			1		8	臨床歯科医学		
歯周病学	2			1					
歯科補綴学	2			1					
口腔外科学	2			1					
小児歯科学	2			1					
矯正歯科学	2			1					
歯科麻酔・全身管理学	2			1					
歯科放射線学	2			1					
高齢者歯科学	2			1					
障害者歯科学	2			1					
小計				10					
歯科予防処置論基礎	1			1		8	歯科予防処置論		
歯科予防処置論応用	2			2					
歯科予防処置基礎実習	1			1					
歯科予防処置応用実習	2			2					
総合歯科予防処置論	3			1					
総合歯科予防処置実習	3			1					
小計				8					
歯科保健指導論基礎	1			2		7	歯科保健指導論		
歯科保健指導論応用	2			2					
歯科保健指導基礎実習	1			1					
歯科保健指導応用実習	2			1					
総合歯科保健指導論	3			2					
栄養指導論	1			2					
小計				10					
歯科診療補助論基礎	1			2		9	歯科診療補助論		
歯科診療補助論応用	2			2					
歯科診療補助基礎実習	1			2					
歯科診療補助応用実習	2			2					
総合歯科診療補助実習	3			1					
小計				9					
臨床・臨地実習Ⅰ	2			12		20	臨地実習(臨床実習を含む。)		
臨床・臨地実習Ⅱ	3			8					
小計				20					
口腔保健管理学	3				3	7	選択必修分野		
ヒューマンサポート論	3				1				
チーム歯科医療論	2				1				
歯科審美学	3				1				
ヘルスプロモーション活動論	3				2				
実践歯科英会話	2				1				
卒業研究	3				2				
小計				97	7				
合計				104		93	分野合計		
基礎医学総論	3			1		その他の科目			
臨床歯科学総論	3			1					
歯科衛生学総論	3			1					
合計				3					
総計				107					

注) 第2学年でチーム歯科医療論、実践歯科英会話、第3学年で口腔保健管理学、ヒューマンサポート論、歯科審美学、ヘルスプロモーション活動論、卒業研究の中から7単位以上を修得して下さい。
令和8年度は、チーム歯科医療論、実践歯科英会話は2,3学年の開講科目となります。

専攻科歯科衛生学専攻

1年次	<p>歯科衛生学科で学んだ基礎教育知識の上に、口腔の健康の維持・増進に貢献するための専門的知識と高度な技術を履修します。授業と実習は、本学専任教員、日本歯科大学生命歯学部各講座、日本歯科大学附属病院各診療科の教員および外部からの非常勤講師が専門とする分野を担当し、総合的に教授します。また、専門医、または認定歯科衛生士のいる総合病院をはじめとする臨床施設と歯科診療所、保健所・地域保健センター、心身障害者（児）施設および本学近隣の小学校・中学校などの多彩な研修施設で、豊富な知識と技能を修得します。さらに、より専門性のある歯科衛生士業務を実践している外部講師をゲストスピーカーに招き、臨床における応用力を身に付けます。</p>
-----	---

2026年度 日本歯科大学東京短期大学専攻科歯科衛生学専攻 授業科目の履修時期と単位数

教育内容	科目名	学年	前学期	後学期	必修単位数	選択単位数
礎 専 分 門 野 基	歯科医学総論	1				2
	ヘルスプロモーション演習	1				2
	研究方法論	1			2	
専 門 分 野	歯科衛生学特論	1			2	
	臨床歯科医学特論	1			2	
	高度先進歯科医療論	1			2	
	小児・障害者歯科医療論	1			2	
	審美造形歯科論	1			2	
	口腔疾患予防法研究	1			2	
	口腔保健指導法研究	1			2	
	歯科栄養指導法研究	1			2	
	歯科検査・口腔保健管理実習	1			2	
	臨床・臨地特別実習	1			14	
	専攻科特別研究	1			4	
合 計(必修単位)					38	2

* 歯科医学総論とヘルスプロモーション演習の中から2単位以上を修得してください。

6. 成績評価

<p>成績評価</p>	<p>成績評価は、各学科目の理解度・習得度を評価するために、シラバスに記載してある成績評価（評価内容）に従って行います。（課題や提出物の到達度、授業態度を評価します。また、筆記・口頭・論文・客観試験または実地試験を必要に応じて学科目ごとに行います。）</p> <p>成績評価を受けるには、次の各号の要件を満たさなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 各学科目授業時間数の3分の2以上出席し、講義、実習などの課題を履修する。 2) 所定の授業料等学生納付金を完納する。 授業料等学生納付金未納の場合は、受験を許可しません。また、成績評価を受けることができません。
<p>試験</p>	<p>1. 定期試験</p> <p>教務予定に記載されているとおり、前学期と後学期の期間内に行います。試験日程は、事前に掲示板で通知します。</p> <p>2. 追試験</p> <p>病気・怪我・事故またはやむを得ない事由（下記参照）などで定期試験が受験できなかった者は、クラス主任に追試験の受験願（「追再試験受験願票」に本人による理由書を添付し、併せて医療機関受診時の処置による診断書など、事由を証明する書類の提出が必須です）の申し出を行ってください。</p> <p>その申し出を受け、教務課で追試験受験の可否と手数料の有無を審議し、受験を認めた場合に追試験を行います。試験日程などはすべて掲示板で掲示により通知します。</p> <p>なお、追試験の成績評価は、正当な事由がある場合に限り 100 点満点とします。</p> <p>やむを得ない事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両親または親族などの危篤、死亡 ・自宅の火災 ・その他、本学で承認された事由 <p>3. 再試験</p> <p>各学科目の試験の成績が合格点の 60 点に達しなかった者、正当な理由なく定期試験を受験しなかった者、または教務課において追試験受験を認められなかった者に対し、再試験の受験願いの申し出を受け、再試験を行う場合があります。</p> <p>再試験を希望する場合は、「追再試験受験願票」を事務室へ提出し、所定の手続きを行ってください。手数料は 1 学科目につき 1,000 円です。1,000 円の証紙（売店で購入）を「追再試験受験願票」に貼付して提出してください。試験日程などはすべて掲示板で掲示により通知します。</p> <p>なお、再試験の成績評価の最高点は、60 点とします。</p>

<p>各試験の受験上の注意</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 試験開始時刻 10 分前までに、指定された席についてください。 2. 試験開始 20 分以後の入室、および 20 分までの退出はできません。 3. 机上には、指定されたもの以外を置くことはできません。 4. 試験室内では、監督者の指示に従ってください。 5. 不正行為を行った者は、ただちに受験停止となり、当該学科目を含めて、その学期すべての学科目の成績を無効にし、かつ試験終了日まで停学処分となります。 															
<p>評 価</p>	<p>成績の評価は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="520 568 1155 786"> <thead> <tr> <th>和文評語</th> <th>英文評語</th> <th>評 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優</td> <td>A</td> <td>80 ~ 100 点</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>B</td> <td>70 ~ 79 点</td> </tr> <tr> <td>可</td> <td>C</td> <td>60 ~ 69 点</td> </tr> <tr> <td>不可</td> <td>D</td> <td>59 点以下</td> </tr> </tbody> </table>	和文評語	英文評語	評 点	優	A	80 ~ 100 点	良	B	70 ~ 79 点	可	C	60 ~ 69 点	不可	D	59 点以下
和文評語	英文評語	評 点														
優	A	80 ~ 100 点														
良	B	70 ~ 79 点														
可	C	60 ~ 69 点														
不可	D	59 点以下														
<p>学業成績通知</p>	<p>学生・連帯保証人への学業成績の通知は、評点で行います。ただし、進学・就職用などの成績は、評語で通知します。</p> <p>学業成績は前学期・後学期終了後、連帯保証人宛に「学業成績通知書」を発行し、交付します。</p>															

7. 進級・留級・卒業・修了

<p>進 級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 進級と単位の認定は、成績評価の結果について評定のうえ、教授会の議を経て、学長が行います。 2. 各学年度において進級の判定を得た者は、次の学年に進級します。 3. 各学科目について 60 点以上の場合を、合格とします。 4. 成績は、優、良、可、不可の評語をもって表し、可以上を合格とします。
<p>留 級</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次のいずれかに該当する場合は、教授会の議を経て、学長が決定します。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 修得単位数が、所定数に満たない場合 2) 正当の理由がなく各学科目授業時間数の3分の1を超えて欠席した場合 3) 前2項には該当しないが、教授会において進級、卒業、修了するにふさわしくないと判定された場合 2. 留級となった者は、原級に留まる（原級留置）。履修は以下のとおりとなります。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 各学科に必須な系統的カリキュラムの学科目については、全学科目を履修する。
<p>卒業・修了</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歯科技工学科・歯科衛生学科においては、最終学年の試験に合格し、所定の単位を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、短期大学士の学位を授与します。短期大学士は、国家試験受験資格を有します。 2. 専攻科においては、求められる単位数を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長が修了を認定し、修了証書を授与します。

◆◆卒業判定の考え方

本学における卒業の可否は、本学が定める教育課程の基準に基づき、履修状況、出席状況および成績評価を総合して判定する。

各科目の成績は、100点満点中60点以上を合格とし、指定されたすべての科目について所定の到達水準を満たしていることを卒業の要件とする。一部の科目のみの修得をもって卒業を認めることはない。

各科目においては、授業時間数の3分の2以上の出席を原則とする。

卒業の可否の判定は、教務に関する会議体における合議を経て、教授会の議をもって決定する。

◆◆成績および判定結果の取扱いと開示

成績および判定結果については、学生本人の学修状況の把握および今後の学修に資することを目的として、必要な範囲で情報提供を行う。

成績に関して、以下の情報は開示することがある。

- ・ 合否結果
- ・ 到達状況の概要（分野・領域等の大分類レベル）
- ・ 学修上の課題に関する説明

一方、次に掲げる情報については、評価の公平性および教育上の配慮の観点から、開示しない。

- ・ 得点・点数
- ・ 設問別の正誤
- ・ 試験問題および解答内容

・他の学生の成績が特定可能となる情報

成績や判定結果に関する説明は、原則として書面により行い、その内容をもって本学の公式な説明とする。

◆◆保護者等への情報提供について

成績および判定結果に関する情報は、学生本人を対象として提供するものとし、保護者（家族・連帯保証人を含む）への開示は、原則として学生本人の同意がある場合に限る。

※ 個人情報保護の観点から、学生本人の同意なく第三者に成績情報を開示することは行わない。

◆◆相談・面談の手続きについて

成績・判定結果または学修支援に関する相談・面談は、学科において受け付ける。

相談・面談を希望する場合は、必ず事前に学年担任へ連絡のうえ、予約を行うこと。担当者不在や対応準備の都合上、即日対応できない場合がある。

保護者（家族・連帯保証人を含む）からの相談についても同様に事前予約を必要とする。

学生本人が同席することを原則とし、学生本人の同意なく成績に関する情報提供は行わない。

※ 窓口受付時間：平日 午前9時～午後4時

8. 休学・復学・退学・懲戒・除籍

ここに記載された事項は、皆さんの将来を左右することですので、短絡的な考えから行動を起こさず、あらかじめクラス主任、または教務課・学生課に相談してください。

<p>休学</p>	<p>病気、その他のやむを得ない事由によって修学できない場合は、医師の診断書、または明確な理由書を添え、保証人連署のうえ休学願を提出し、学長の許可を受けなければなりません。</p> <p>休学は、その年度末をもって期限とします。</p> <p>休学は、1年を超えることができませんが、特別な理由がある時は再度申し出てください。</p> <p>また、休学中は在籍料を納入しなければなりません。</p> <table border="1" data-bbox="544 685 1362 813"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象期間</th> <th>届出提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休学届の提出期限</td> <td>4月1日～ 翌年3月31日</td> <td>当該年 12月25日必着</td> </tr> </tbody> </table>		対象期間	届出提出期限	休学届の提出期限	4月1日～ 翌年3月31日	当該年 12月25日必着
	対象期間	届出提出期限					
休学届の提出期限	4月1日～ 翌年3月31日	当該年 12月25日必着					
<p>復学</p>	<p>休学の事由が止んだとき、または休学期間が満了した場合は、復学願を提出し、許可を受けなければなりません。</p>						
<p>退学</p>	<p>退学しようとする学生は、保証人連署のうえ、理由を明記した退学願を提出（依願退学）し、学長の許可を受けなければなりません。</p> <p>病気による場合は、医師の診断書を添付してください。</p> <p>退学願には学生証を添付し、返還してください。</p> <p>また、既納の学納金は、原則として還付できません。</p> <p>学則とその他の規則に違反し、反社会的行為、または学生の本分に反する行為があった場合は、懲戒となります。懲戒は、訓告、停学および退学（懲戒退学）とします。なお、依願退学するにあたっては、希望する退学期日の該当期分の授業料など、納付金を納めていなければなりません。</p>						
<p>懲戒</p>	<p>次の各号に該当する者には、退学を命ずることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 2. 学力が劣等などで成業の見込みがないと認められる者 3. 正当な理由がなくて出席が常でない者 4. 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者 						
<p>除籍</p>	<p>次の本学学則各号に該当する者は、教授会の意見を聞き、学長がこれを除籍とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第4条第2項に定める在学年限を超えた者 2. 第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者 3. 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者 4. 長期にわたり行方不明の者 						

9. 一般心得

<p>授 業</p>	<p>授業は真摯に、静粛に受講してください。授業開始時刻前までに必ず所定の席に着き、定刻には直ちに始業できるよう、準備してください。やむを得ず途中退出する場合には、担当者の許可を必ず得てください。授業中の飲食は禁止します。健康上、必要不可欠な場合は事前に授業担当者の許可を得てください。</p> <p>感染症等の拡大状況によってはオンライン授業となる場合もあります。</p>
<p>実 習</p>	<p>実習においては、必ず許可を得た白衣、または指定された白衣を着用し、ネームプレートを付けてください。白衣は常に清潔にし、白衣着用のままの外出は厳禁です。実習に遅刻したときは、直ちに担当の教員に届け、実習中むやみに席を立ち、歩き回ったり、私語をしたりしないでください。実習中に実習室を出る必要があるときは、必ず担当の教員の許可を得てください。実習台には実習に必要なものを置かず、実習中の作業は、必ず所定の場所で行ってください。実習終了後には、各自の場所を清掃し、後片付けを行ってください。実習中教員の指示に従わないときは、退室させる場合があります。</p>
<p>車輛通学</p>	<p>自動車、またはオートバイ、自転車による通学は原則として禁止です。なお、日常生活においても交通事故、人身事故には十分注意してください。</p>
<p>個人ロッカー</p>	<p>各学生に個人ロッカーを貸与します。改造や改変などの行為、粘着テープ、ステッカー、フックなどを貼り付けたりすることは一切禁止です。また、補修を必要とした場合には修繕費を請求します。なお、ロッカーは各自で必ず施錠し、管理してください。ロッカーの保守は万全ではないことを留意し、現金・カードなどの貴重品は原則としてなかに入れてください。</p>
<p>ゴミの分別収集</p>	<p>ゴミは備え付けのゴミ箱に捨ててください。学内のゴミは本学で処理していますので、分別収集に協力してください。</p>
<p>災害予防</p>	<p>火災、その他の災害予防に細心の注意を払い、災害発生の際は教職員の指示に従ってください。避難階段は非常時の避難用ですので、日常の使用は禁止します。災害発生に備えて、危機管理マニュアルも確認してください。</p>
<p>健康相談</p>	<p>体調不良や怪我をした場合はすぐ近くの教職員に申し出てください。状態によっては病院を紹介します。また、体調に関しての不安なども相談してください。</p>
<p>学生相談</p>	<p>学生課は業務の一環として、学生課長やクラス主任を中心に学生生活の相談相手となるよう努めています。皆さんが明るく楽しい学生生活を送れるため、人生問題、友人・異性問題、家庭・対人問題、精神・健康問題などの身上問題にひとりで思い悩むことなく、遠慮なく学生課に相談してください。一緒に力を合わせて問題解決していきましょう。学生課嘱託のカウンセラーに相談することもできます。</p>

<p>ハラスメント</p>	<p>ハラスメントを受けたと感じたら、ひとりで悩まないでまず相談してください。</p> <p>1. 定 義 就学の場において、年齢、思想および性別などによって生じる権力関係を不当に利用して、相手の人格や人権を侵害する行為をいいます。本学では、すべての大学構成員（学生・教職員）が個人として尊重され、良好な環境のもとで勉強したり、働いたりできるように、セクシャル・ハラスメント（セクハラ）とアカデミック・ハラスメント（アカハラ）の防止を図るとともに、ハラスメントが発生した場合には、被害者を救済し、問題の解決を図ることが最も大切なことだと考えています。</p> <p>2. セクシャル・ハラスメント（セクハラ）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 個人的な性的要求に対する服従、または拒否を教育上の指導や学業成績などに反映させること 2) 身体的な接触や、性的な内容の言葉をかけたり、手紙、Eメール、SNS を送ること <p>3. アカデミック・ハラスメント（アカハラ）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 主観的基準により、不公正な教育評価をすること 2) 進路に関して、教育的配慮に欠けた妨害や干渉をすること 3) 教育指導において、人格を否定するような暴言を吐くこと <p>4. 相談員 プライバシーは厳守されますのでひとりで抱え込まず、すぐにクラス主任、副主任およびハラスメント相談員に相談してください。ハラスメント相談員名は、1階掲示板に掲示してあります。</p>
<p>喫 煙</p>	<p>20歳未満の喫煙は法律で禁止されています。20歳以上の学生であっても、校地・校舎内の敷地内は全面禁煙です（電子タバコも含む）。校地や校舎内の敷地内で喫煙した際は、懲戒の対象になります。また、たばこは、肺がんをはじめ、心筋梗塞、脳梗塞などの循環器疾患など、数多くの疾患に深く関係しています。将来、医療関係に従事する人として、喫煙習慣は好ましくなく、健康に配慮し、禁煙を心がけてください。なお、新宿区生活環境条例により路上喫煙・吸いガラのポイ捨て・空き缶のポイ捨てなどは禁止となっており、違反した場合には2万円以下の過料（当面は2千円）が科せられます。</p>
<p>飲 酒</p>	<p>20歳未満の飲酒は、法律で禁止されています。20歳以上の学生であっても、以下の事項に十分配慮し、飲酒による事故を避けるよう注意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 絶対にイッキ飲みはしない、させない。 2. 飲めない人にすすめない。 3. 自分のペースを守り、飲める人でも「ほろ酔い」程度の段階で切り上げる。 4. 体調が悪い時や服薬中は飲酒しない。 5. 飲酒運転は絶対にしてはならない。

<p>薬物犯罪の 防止について</p>	<p>近年、覚醒剤、大麻や MDMA など合成麻薬事犯の検挙者の6割が 20 歳未満および 20 歳代の若者であり、青年を中心に乱用の状況がうかがえます。本学では薬物乱用の根絶に向けた取組を図るため、毎年、入学時のガイダンスを活用して、所轄の警察署と連携して薬物犯罪防止の教育講演を行っています。</p> <p>この教育を通じて、薬物乱用を拒絶する規範意識の向上と医療生としての自覚などを求める動機づけとしています。</p> <p>「一度くらいなら良いだろう。」「自分だけは大丈夫。」などの安易な考えは決して持たず、危険な薬物には絶対手を出さないこと、また誘われても断る勇気を持ってください。</p>
<p>国民年金</p>	<p>20 歳以上の年齢の学生は国民年金の第一号被保険者として加入が義務付けられています。国民年金の保険料が未納になっていると、万一病気やケガで重い障害が残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがあります。平成 12 年 4 月から開始された学生納付特例制度は、届出(申請)をして承認を受ければ、在学期間中の保険料が後払いできます。詳しくは、市区町村の国民年金窓口へお問い合わせください。</p>
<p>消費者 トラブル</p>	<p>消費者トラブルに陥らないよう、物品の購入や契約には十分に注意を払ってください。困ったときは下記の公的機関に相談してください。</p> <p>(消費者トラブル事例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 迷惑メールがきっかけの不当請求 2. 多重債務(クレジットの多額借金) 3. いわゆるマルチ商法(すぐ元がとれる、必ず儲かる。) 4. ネット通販・ネットオークション 5. デート(恋人)商法 <p>(公的相談窓口)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 消費者ホットライン 188 2) 経済産業省消費者相談室 03-3501-4657 3) 日本消費者協会消費者相談室 03-5282-5319
<p>大学周辺の 医療機関</p>	<p>大学周辺、その他の医療機関を紹介いたします。時間外や深夜に病院に行く場合は、一度電話で確認を取ってください。また、保険証を必ず持参してください。自宅外通学生で、個別の保険証を持っていない方(家族全員分が一枚の保険証となっている場合)は、必ず『遠隔地被扶養者証』の交付を受けておいてください。</p>
<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学内備え付けの機械、器具、その他の物品などはすべて大切に取り扱い、万一破損、または紛失した場合は、直ちに届け出て指示を受けてください。また、備品を移動する場合は、必ず届け出て許可を受けてください。 2. 各自の持ち物、特に貴重品については、紛失・盗難などが起こらないように注意し、自己管理してください。 授業に不必要なものは、なるべく学内に持ち込まないようにしてください。

10. 事務手続き

学生の皆さんに直接関係する窓口は、短大 1 階事務室です。いわば本学の窓口であり、各種の願い・届出の手続き、教務連絡など、在学中最も関連深い重要な場所です。常に密接な連絡を保って、指導・助言を受けてください。

<p>事務室</p>	<p>在学証明書などの証明書の発行、各種願い、届出の受付、諸施設の使用、学生証・学割証の発行、学生総合保険事務および奨学金関連の書類など、短大としての一般事務を取り扱っています。願・届・証明書・奨学金・学生保険の届出と申し込みは短大 1 階事務室窓口です。手数料を要する書類は売店で本学所定の証紙を購入し、申請してください。</p> <p>事務室から学生へ呼び出しをかける際は、メールまたは掲示板に学生番号を記して掲示しますので、速やかに事務室窓口まで申し出てください。</p>
<p>窓 口</p>	<p>短大 1 階事務室で短大としての一般事務の窓口を設置しています。</p>
<p>教務課</p>	<p>教務課は、教務予定、授業時間表の編成、授業運営、試験の準備・施行、成績の記録・発表、進級・留級・卒業・修了の通知および各種の成績証明書の発行を担当しています。</p>
<p>学生課</p>	<p>学生課は、学生生活上のすべてについて担当しています。在学証明書などの証明書の発行、各種願い、届出などの受付、クラブ活動・課外活動の連絡、諸施設の使用、学生証・学割証の発行、学生総合保険および奨学金制度などの事務手続き、また個人的な一身上のこと、経済上・健康のことなどにも対応しています。</p>
<p>学生証</p>	<p>学生証は、本学学生であることを証明するもの（身分証明書）です。常に必ず携帯し、学内外において必要な際、提示できるようにしておかなければなりません。学内では証明書発行や事務手続きなどを行う際、学外では交通機関を利用する際など、身分の証明を要する時に必要となりますので大切に扱ってください。また、学生証には 7 桁の学生番号が記載されています。掲示による発表、学生呼出しや学費などの振り込みの際、学生番号を使用しますので各自覚えておいてください。</p> <p>万一、学生証を紛失、破損した場合には、事務室に申し出て再発行の手続きをしてください。なお、有効期間満了時、卒業・修了時もしくは退学その他の理由により学籍を離れる場合には、学生証を返還しなければなりません。</p>

<p>通学定期券</p>	<p>通学定期券は、通学の目的で現住所最寄駅から本学までの区間を購入できます。JR、私鉄、地下鉄、バスの通学定期券を購入する際、学生証を交通機関窓口で提示して購入してください。</p>																														
<p>学割証</p>	<p>学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）は、旅客鉄道株式会社（JR 各社）を利用して片道 100km を超える区間を乗車する際、運賃のみが2割引になるものです。発行枚数は、1 人につき年間 10 枚（1 回につき 2 枚まで）となります。有効期限は発行日から 3 箇月です。帰省や課外活動、旅行などをする際に、事務室で学割証の交付（無料）を受けられます。申請後発行までに 3～5 日かかりますので余裕を持って申請してください。</p>																														
<p>各種証明書等</p>	<p>各種証明書を必要とする場合は、事務室に申請を行ってください。申請後、証明書の発行までに 3 日～7 日かかりますので余裕を持って申請してください。また、証明書発行には所定の手数料が必要となり、発行申し込み時、もしくは受け取りの際は学生証の提示が必要となります。</p> <table border="1" data-bbox="520 846 1422 1339"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>成績証明書</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>在学証明書</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>卒業証明書</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>修了証明書（専攻科）</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>卒業見込み証明書・修了見込み証明書（専攻科）</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>その他証明書</td> <td>500～1,000 円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>学生証再交付</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>学生ネームホルダー再発行</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>郵送料※</td> <td>430 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ 郵送希望者は、郵送料が必要になります。</p>		種 類	手数料	1	成績証明書	500 円	2	在学証明書	500 円	3	卒業証明書	1,000 円	4	修了証明書（専攻科）	1,000 円	5	卒業見込み証明書・修了見込み証明書（専攻科）	500 円	6	その他証明書	500～1,000 円	7	学生証再交付	1,000 円	8	学生ネームホルダー再発行	2,000 円	9	郵送料※	430 円
	種 類	手数料																													
1	成績証明書	500 円																													
2	在学証明書	500 円																													
3	卒業証明書	1,000 円																													
4	修了証明書（専攻科）	1,000 円																													
5	卒業見込み証明書・修了見込み証明書（専攻科）	500 円																													
6	その他証明書	500～1,000 円																													
7	学生証再交付	1,000 円																													
8	学生ネームホルダー再発行	2,000 円																													
9	郵送料※	430 円																													
<p>身上変更届</p>	<p>学生本人、保証人および学費出資者に転籍、転居、姓名変更など、一身上に関する変更が生じた場合は、その都度すみやかに届け出てください。</p>																														
<p>遺失物</p>	<p>学内で物品を遺失、拾得した場合は、すみやかに事務室に届け出てください。</p>																														

11. 優秀賞・学術奨励賞・皆勤賞

本学には、建学の精神である「心・技・体が調和した人間性豊かな歯科医療スペシャリストの育成」を目的として、各賞が設けられています。これらの賞は、本学の定める基準において特に優れた学生に対し、授与しています。

東京短期大学優秀賞	建学の精神である「心・技・体が調和した人間性豊かな歯科医療スペシャリストの育成」に則り、在学期間を通して、学業・人物ともに極めて優れた学生に対し、卒業時に優秀賞を授与します。
学術奨励賞	優秀な人材を育成することを目的として、学術奨励制度を設けています。年度ごとに、学業において特に優れた学生に対し、学術奨励賞を授与します。
皆勤賞	在学期間を通して、無遅刻・無欠席の学生に対し、卒業時に皆勤賞を授与します（留休者は除く）。

12. 学生奨学制度・教育ローン

独立行政法人日本学生支援機構などの奨学金取り扱い機関への推薦、手続きも行っています。

日本学生支援機構 その他 奨学金	成績が優秀でありながら、経済的理由のため修学が困難な学生に対し奨学金を貸与している日本学生支援機構へ推薦いたします。本学と機構の審査により、貸与を受けることができます。毎年度始めに募集を行いますので、希望する学生は事務室まで申し出てください。また、その他の機関の奨学制度もありますので事務室窓口で相談してください。
-----------------------------	---

日本政策金融公庫の教育ローンのご案内です

国の教育ローン	日本政策金融公庫が扱う教育ローンです。 固定金利・長期返済・無担保（融資保証は必要）の特徴があります。 借入の条件として世帯年収の上限があります。 TEL0570-008656 または 03-5321-8656 受付時間：月～金 9:00～19:00(土日祝日、年末年始を除く) https://www.jfc.go.jp/ までお問い合わせください。
----------------	--

提携のローン会社が学費出資者に代わり学校へ立て替え払いを行います。

日本歯科大学 学費ローン	提携のローン会社が本学在学の学生専用に行う特別金利の学費ローンです。ローン会社が学費出資者に代わって学校に学費を立て替え払いします。学費ローンに関しては、以下の連絡先までお問い合わせください。 ① 株式会社オリエントコーポレーション 学費サポートデスク TEL0120-517-325（土日祝日除く 9:30～17:30） ② 株式会社ジャックス コンシューマーデスク TEL 0120-338-817（平日・土日祝日 10:00～19:00） ③ 三井住友カード株式会社 TEL 050-3827-0375
-------------------------	--

13. 学生総合保険制度

本学では、安全な学生生活を送れるよう安全面には万全を期しております。しかしながら、大学生生活はこれまでと違い行動範囲も広がり身の回りの危険性も増大していきます。学生の方が安心して学生生活を送るためには、万が一の時の事故に対する備えが必要であることから、本学独自の補償制度を3つの保険より構築し、より充実した学生総合保険制度をもうけています。

全員加入の保険制度は、正課授業を含む24時間不慮の事故による負傷、賠償責任、臨床実習中の針刺し事故等による感染症予防費用、医療関連実習中の事故等による賠償責任等が補償されます。

任意加入の保険制度は、病気を含む入通院の治療費用実費、扶養者の方が不慮の事故により万一の場合が生じたときの学資費用、その他(救援者費用等)の補償を任意でご選択いただけます。

<p>特 色</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の学生総合保険制度は、3つの保険(「学生教育研究災害傷害保険」、「学研災付帯賠償責任保険」、「総合生活保険(こども総合補償)」により構成されています。 2. 本制度は、本学と公益財団法人日本国際教育支援協会が東京海上日動火災保険株式会社と契約したもので、一般より安い保険料で補償を受けられます。 3. 学内の事故に限らず、学外での事故も補償されます。学生教育研究災害傷害保険により、特に学内の事故に関する補償は充実しています。また、学研災付帯学生生活総合保険(任意加入)により、病気による治療費や扶養者が、急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡した場合などの学資費用も補償することができ、安心して学生生活を送ることができる体制を構築しています。 4. 傷害による後遺障害についても補償されます。 5. 本人の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊し、損害賠償を請求された場合に、その補償を受けられます。また、学研災付帯賠償責任保険により、正課または学校行事として位置づける実習において、医療専門資格を所得している学生が、その専門資格に関わる行為を行った場合の賠償責任も補償対象となっています。 6. 臨床実習中に、万一、針刺し事故などにより感染のおそれが生じた場合、また、同様の事故により、感染のうえ、発病した場合は、その治療に関連する費用が補償されます。 7. 補償は、1年契約で毎年更新されます(但し、学研災付帯学生生活総合保険(任意加入)は卒業予定年次までの一括加入です。) 8. 本学の学生は、無審査で加入できます。
<p>対象者</p>	<p>日本歯科大学東京短期大学学生</p>
<p>掛 金</p>	<p>1人につき年額 8,000 円</p>

<p>期 間</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険(全員加入) 毎年4月1日(午前0時)から翌年の3月31日(午後12時)まで。 2. 総合生活保険(こども総合補償)(全員加入) 毎年4月15日(午前0時)から翌年の4月15日(午後4時)まで。 新規加入者は、初年度の4月14日までは補償されません。 3. 学研災付帯学生生活総合保険(任意加入) 申し込み年次の4月1日(午前0時)から、卒業予定年次の4月1日(午後4時)まで。但し、4月1日以降に申し込みの方は、振り込み日の翌日から補償開始となります。
<p>保障の概要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全員加入保険の詳細については、別冊「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」「総合生活保険(こども総合補償)重要事項説明書」を参照してください。なお、本学ホームページ上で加入者のしおりなどを掲載しています。 2. 任意加入保険の詳細については、別冊「学研災付帯学生生活総合保険」を参照してください。
<p>事故・怪我などの発生報告</p>	<p>該当する事故が生じた場合は、30日以内に引受保険会社に通知しなければなりません。本人が連絡できる場合には本人が、それが不可能な場合には、家人、または友人などが速やかに申し出てください。それぞれの保険により、手続きと書類作成方法が異なりますので、別冊の「学生総合保険制度案内」を参照し、保険担当者の案内に従ってください。</p>
<p>加入手続き</p>	<p>全員加入としている「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」「総合生活保険(こども総合補償)」は、1年毎自動更新となりますので、加入手続きは必要ありません。保険料の支払いは、前学期の学費などの請求時にご請求させていただきます。</p> <p>任意加入としている「学研災付帯学生生活総合保険」は、別冊のパンフレットを参照し、必要に応じて自身での加入手続き、保険料の支払いを行ってください。</p>
<p>請求申し出窓口</p>	<p>全員加入の「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」「総合生活保険(こども総合補償)」は、短大事務室窓口で、任意加入の「学研災付帯学生生活総合保険」は、【取扱代理店】(株)イマジン・クオリティーズで取り扱います。電話：03-6822-6681</p>

14. 課外活動

学生の皆さんは入学と同時に学生会に加入します。学生相互の親睦と福祉を図り、また文化・スポーツ・学術などの分野で課外活動を行い、心身を鍛練するため、同好会・クラブ・研究会などに加入することができます。申請や許可が必要なものに関しては、学生課まで申し出てください。

<p>学生会</p>	<p>学生会は、学生相互の親睦と福祉を図り、学生の自主性の向上とともに本学発展のために努力することを目的として作られた学生組織です。日本歯科大学生命歯学部学生会と共同で、新入生歓迎会、富士見祭や学生行事の立案企画し、学生の意見や要望を本学に伝えるパイプ役となっています。</p>
<p>クラブ活動</p>	<p>クラブ活動は、日本歯科大学生命歯学部の学生と一緒にすることが大きな特徴であり、生命歯学部学生との交流によって、様々な体験が期待できます。スポーツ部では、毎年ゴールデンウィーク中に生命歯学部、新潟生命歯学部および新潟短期大学の学生と合同合宿を行い、お互いに交流を深め、ともに汗を流しています。文化部や学術部では、秋に行われる文化祭（富士見祭）で発表の機会があります。</p>
<p>クラブ結成</p>	<p>皆さんが学内で、クラブ・研究会・同好会などを結成しようとする場合は、代表責任者2名と顧問（教員）を定め、所定の手続きを経て許可を得てください。</p>
<p>学外活動</p>	<p>団体で学外の団体に参加しようとする場合は、顧問の承認を得て、所定の手続きを経て許可を得てください。また、本学名を使用して、学外で団体活動する場合も、顧問の承諾を経て、代表責任者2名が、5日前までに所定の手続きを経て許可を得てください。</p>
<p>部員の勧誘</p>	<p>新入生へのクラブ勧誘については、学生会主催のクラブ紹介以降とします。入部と退部については、あくまで学生本人の意思を尊重します。また、それを妨げることはできません。</p>
<p>学内集会</p>	<p>学内において集会を開こうとする場合は、3日前までに所定の手続きを経て許可を得てください。また、集会のため本学の諸施設（物品）を使用する場合には、前もって施設（物品）使用の許可を得てください。</p>
<p>使用施設</p>	<p>学内で許可を得て使用できる施設は、次のとおりです。使用を希望する場合は、用度営繕部（日本歯科大学生命歯学部本館1階事務室）に、使用許可願を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生命歯学部講堂・セミナー室 2. 体育館（午前9時～午後9時） 3. 東小金井スポーツ施設 （毎週月・火曜日を除き、午前9時～午後6時） 4. その他

印刷宣伝	新聞、雑誌、小冊子、ポスター、その他印刷物を刊行頒布しようとする場合は、前もって届け出て許可を得てください。また、学内において、演説、宣伝、署名、募金などをしようとする場合は、前もって届け出て許可を得てください。
学内掲示	学内に各種の掲示物を掲示する場合は、事前に学生課へ届け出をし、許可を得てから所定の場所に掲示してください。
学内門限	クラブ活動、学校行事などで、放課後学内に残る場合は、原則として平日は午後5時30分までです。土曜日、日曜日および祝日は許可できません。

15. 生命歯学部との共用施設

体育館	東京都千代田区富士見2-3-16 体育館内には、コート、ランニングコース、武道場があります。
東小金井 スポーツ施設	小金井グラウンド（東京都小金井市東町4-46-1）、小金井テニスコート（東京都小金井市梶野町4-2）がJR中央線 東小金井駅すぐ側にあります。
東京木場寮	本学女子学生のための寮として、東京メトロ東西線木場駅近くに東京木場寮があります。入寮希望者は事務室まで問い合わせてください(専攻科生は除く)。

16. 図 書 館

場 所	100周年記念館1階・2階（2階に閲覧室）・地下2階
開 館	1. 月曜日～金曜日 9:00～20:00 2. 臨時変更の場合は、その都度掲示します。
休館日	土曜日・日曜日・国民の祝日 創立記念日 12月29日～翌年1月4日 臨時休館については、その都度定めます。
閱 覧	地下2階にある一部の資料を除き、図書・雑誌および新聞などは自由に閲覧することができます。
貸 出	1. 図書資料の館外貸出を希望する方は学生証を持参し、貸出の手続きをしてください。学生証がない場合は、貸出できません。 2. 貸出冊数 3冊以内（貸出禁止図書は、除きます。） 3. 貸出期間 図書は10日間、雑誌は5日間です。予約者がいない場合は延長できます。 4. 試験期、休暇期、その他特別な事情があるときは、冊数と期間が変更になります。 5. 借受けた図書資料は、他に転貸しないでください。 6. 返却を延滞した者に対しては、一定期間貸出を停止します。 さらに、3か月以上未返却の場合は現物弁償とし、図書館で補充し、代価を請求します。 7. 自動貸出機の利用もできます。 8. 返却用ポストは、図書館前と附属病院内にあります。
コピー	1. コイン式コピー機を利用してください。 2. 原則として、当館に所蔵する資料のコピーに限ります。 ノート類のコピーには応じられません。
グループ 学習室	2階閲覧室には、グループ学習室として小（4人前後）と大（6人前後）の2部屋があります。ただし、ひとりでの使用はできません。利用する場合はカウンターで予約の申込みをしてください。
コンピュータ の利用	1. インターネットの利用 図書館ホームページは、生命歯学部ホームページ (http://www.tky.ndu.ac.jp) からリンクがあります。 2. 各種の情報検索 外部データベースなど、コンピュータの利用については、館員がサポートしますが、各自に基本的な知識があることを前提としています。 3. レポート作成などは、パソコンルームを使用してください。

<p>利用注意</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 館内で雑談、飲食、携帯電話の使用など、他の利用者の迷惑になる行為をしないでください。 2. 図書資料は大切に取り扱い、書き込み、切り取り、汚損などをしてしないでください。 3. 利用中の図書資料を著しく汚損、破損、または紛失した場合は、現物弁償もしくは代金を請求します。 4. 貸出期間を厳守してください。 5. 図書資料の無断持ち出し、その他の不正利用者に対しては、厳重に処置します。 6. 機器・備品は大切に扱ってください。 7. 閲覧机周りは乱雑にせず、清潔に使用してください。
<p>その他</p>	<p>授業や卒業研究などで必要な書籍・雑誌がある場合、大学で購入や貸出ができることがあります。希望する学生は、クラス主任まで申し出てください。</p>

17. パソコンルーム

パソコンルームに設置されているパソコンのうち、常時約50台を自習用として開放しています。また、課題などで使用する場合は開放台数を増やすことも可能です。マナーを守って利用してください。


場 所	100周年記念館3階
開放日	月曜日～金曜日 休暇期間中と試験期間中は、別に定めています。
時 間	9:30～20:00（パソコンルームでの授業時間帯を除く。）
異常・故障	パソコンなどが、異常・故障と思われる場合、すみやかに図書館カウンターに届け出てください。
インターネット	ウェブは、外部のホームページの閲覧ができます。メールは、短大で配付するメールアドレスを利用してください。
使用上のルール	<p>*コンピュータに関して 全学生の共有機器ですので、乱暴な取り扱いをせずに、大切に使用してください。室外への持ち出しはできません。</p> <p>*システムに関して システムの変更は禁止です（例えば、ハードディスク上のショートカットやフォルダを新規に作成したり、既に設定されているものを削除しないでください。） 個人のファイルは、内蔵のHDDに保存しないでください。また、許可のないソフトはインストールしないでください。 全学生が共有する機器であることを常に意識し、他に迷惑をかける自分勝手な使用はしないでください。</p> <p>*プリンターに関して 用紙は、図書館カウンターで用意しています。必要枚数を申し出て下さい。</p> <p>*飲食など、機器破損や誤作動の原因になる行為はしないで下さい。</p>
禁止事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 営利目的の使用 2. 不正アクセス 3. 著作権、知的所有権の侵害 4. 公序良俗に反する利用 5. 機器類の無断持ち出し 6. コンピュータシステムの破壊、改変、有害プログラムの持込、その他故障の原因となる行為 <p>以上のような違反・不正行為が頻繁に起こった場合は、やむを得ず、パソコンルームの開放を中止することがあります。</p>

18. 危機事象への対応

本学では、教職員で組織する防災委員会を中心に、不時の災害に対して日常より、訓練・連絡会などを密にして万全を期しています。特に、地震に対しては、冬期の夕刻、まだ全学年が授業中で、学内には学生・教職員約2千名（生命歯学部生も含む）がいるという、最も条件の悪い事態を前提にして種々の対策を立てています。

不幸にして、登校中に災害に遭遇した場合は、直ちに設置される災害対策本部の指示に従って、勝手な行動をとらないようにしてください。

また、登校時ではない場合においても大学に必ず連絡し、所在と被害状況をクラス主任、または本学（災害対策本部）に伝え、連絡事項を受け取ってください。

<p>地震発生時にとるべき行動</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火元・ガス栓の始末をしてください。 各実習室と病院においては、ただちに火元を消す。小さな地震でも、火を消す習慣が必要です。 2. 机の下に身を伏せてください。 授業中の場合は、机の下に伏せて、照明器具などの落下物から頭部を保護してください。 3. 戸をあけて、出入口を確保してください。 鉄扉は変形すると開閉不能となる恐れがあるので、扉の近くの学生は鉄扉を開いて出入口を確保してください。 4. 慌てて、外に飛び出さないように注意してください。 直接外部に接している出口は、ガラスや外壁が落下してくる恐れがあるので、まずは外の様子を見てください。
<p>地震が収まってからの行動</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学外の学生は安全を確認し、すみやかに学内に戻ってください。 2. 本部では、各学年の点呼を行います。 3. 状況に応じて食糧・水を支給します。 4. 居住地により、帰宅させるか学内に宿泊させるかは、災害対策本部より指示をします。帰宅する場合は、地域に応じて教職員・学生の班別行動をとります。決して一人での行動はしてはなりません。
<p>緊急メール配信</p>	<p>本学では、自然災害などの緊急時対応として、緊急メールの配信を行うことがありますので、適時確認をしてください。</p>
<p>危機管理マニュアル</p>	<p>本学では学生の安全な大学生活の確保を目的として、危険を未然に防止、もしくは発生した場合には被害を最小限に食い止めるために、危機管理マニュアルを策定しています。安全な大学生活を送るために、必ず内容を確認してください。</p> <p>https://www.tky.ndu.ac.jp/jc/students/crisis_management.html</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">東京短期大学危機管理マニュアル</p>

<p>安否確認方法 【NTT 災害用 伝言ダイヤル】</p> <p>災害用伝言の 体験利用</p>	<p>災害用伝言ダイヤルは、地震、噴火の災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に NTT によって提供が開始されます。災害時に自分の声を録音すれば、全国どこからでも再生し、聞くことができるサービスです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 伝言を録音するとき <ol style="list-style-type: none"> 1) 「171」をダイヤル 2) 音声に従い「1」をダイヤル 3) <u>被災地の人は自宅の電話番号を、被災地以外の方は被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤル</u> ○○○(△△△)□□□□ 4) 伝言を吹き込む(30秒以内) (音声)伝言をお預かりしました。 2. 伝言を再生するとき <ol style="list-style-type: none"> 1) 「171」をダイヤル 2) 音声に従い「2」をダイヤル 3) <u>被災地の人は自宅の電話番号を、被災地以外の方は被災地の人の電話番号を市外局番からダイヤル</u> ○○○(△△△)□□□□ 4) 伝言を聞く。 (音声)電話をお切りください。 3. 災害用伝言ダイヤル「171」体験利用 <ol style="list-style-type: none"> 1) 毎月1日(24時間利用可能) 2) 防災週間(毎年8/30~9/5) 3) 防災とボランティア週間(毎年1/15~1/21)
<p>電話会社 災害用伝言板</p>	<p>日本国内で震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に、各電話会社(事業者)が提供するメッセージの伝言板の役割を果たすシステムです。</p> <p>災害時に家族や友人の安否確認や、伝言メッセージを残すことができます。</p> <p>安否情報の登録・確認方法は各キャリアによって異なりますので、利用中の会社・機種での利用法を確認しておきましょう。</p> <p>また、災害発生時以外でも災害用伝言板を体験できる期間が設けられていますので、一度試してみましょう。</p> <p>*体験利用期間 毎月1日,15日 00:00~24:00 正月三が日(1月1日00:00~1月3日24:00) 防災週間(8月30日9:00~9月5日17:00) 防災とボランティア週間(1月15日9:00~1月21日17:00)</p> <p>*日頃から家族で災害時の連絡方法などについて話し合いをしておきましょう。</p>

<p>弾道ミサイル発射にかかわる対応について</p>	<p>弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達されます。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した市町村では、防災行政無線の警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、さまざまな手段により住民へ情報が伝達されます。また、携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信されます。</p>
<p>Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応</p>	<p>弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要です。正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることにより、被害を最小限にすることが可能です。</p>
<p>大学にいる場合</p>	<p>【校舎内の対応】 弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際に、教室内で授業中の場合であって、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守ること。</p>
<p>校外活動中の場合</p>	<p>屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難することが求められます。</p>
<p>全国瞬時警報システム（Jアラート）とは</p>	<p>全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。 市町村防災行政無線（同報系）等から流れる国民保護サイレン音は、国民保護ポータルサイトから確認できます。 また、Jアラートにより情報伝達があった場合は、同時に携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。</p>

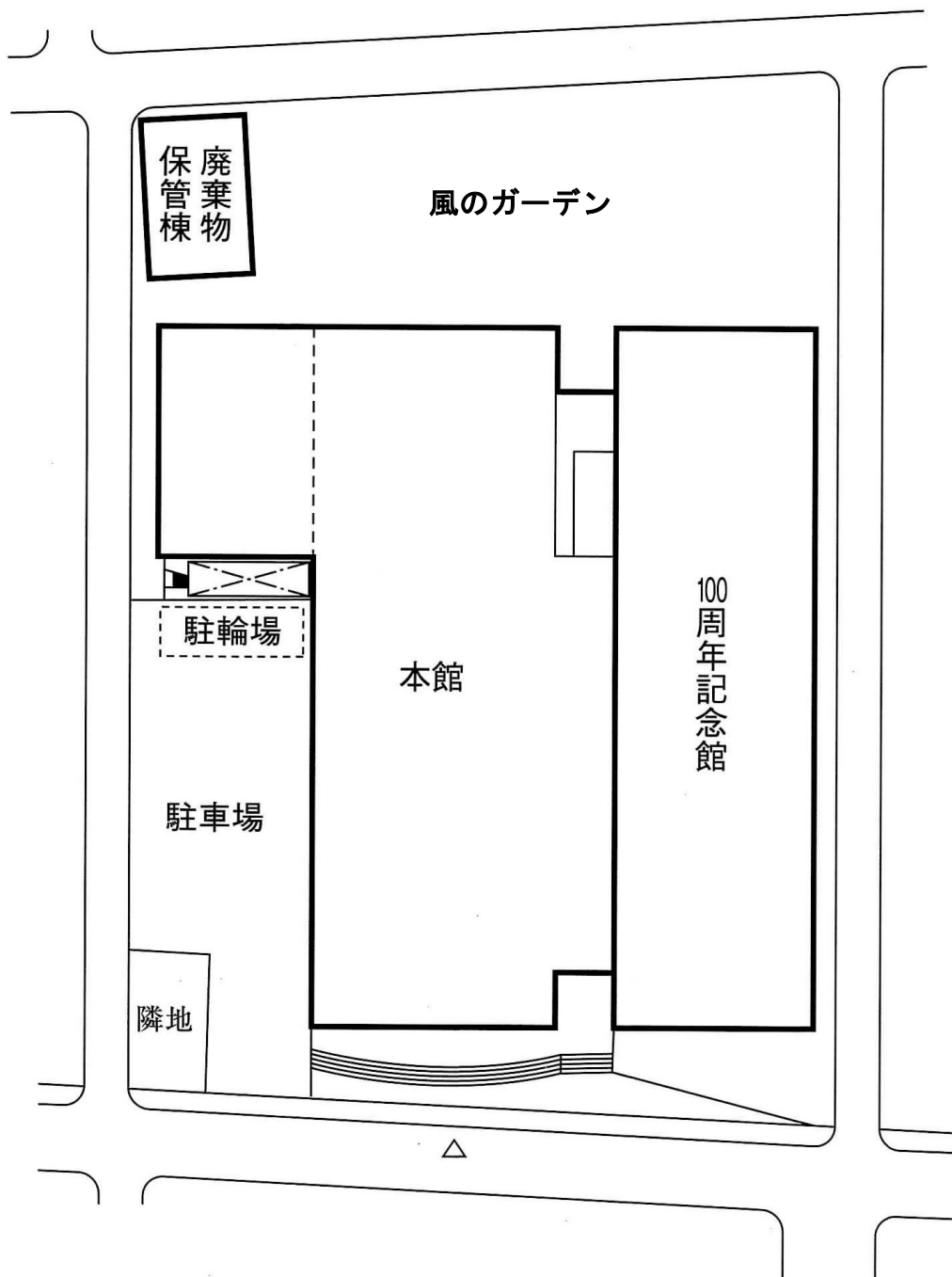
19. 学内案内図・使用教室一覧

5階	歯科理工学検査室 501 講堂					
4階	学長室 学科長室	402 講堂	歯科技工学科 歯科技工実習室	鑄造 研磨室	歯科技工学科 基礎実習室	401 講堂
3階	301 講堂	302 講堂		歯科衛生学科 実習室	303 講堂	図書室
2階	201 講堂		歯科衛生学科 基礎実習室		202 講堂	
1階	ロッカー室	保健室	教職員室	桑田 記念館	事務室 受付	エントラン スホール

※1F 飲料用自動販売機、ウォーターサーバーを設置。
無人売店（菓子類）

※1階・4階 AED 設置

20. 生命歯学部案内



21. 歯科技工士国家試験

本学を卒業すると、歯科技工士国家試験の受験資格が得られます。厚生労働大臣が管轄する国家試験を受験し、合格・免許登録を受け、初めて「歯科技工士」となります。

受験手続	卒業見込者について、本学で受験願書など、所定の書類を作成整備し、一括して歯科医療振興財団に提出・申請します。
試験時期	試験は厚生労働大臣が管轄して毎年1回行われます。 試験は2月中旬～下旬の間に行われます。これは、同種学校・養成所の歯科技工士国家試験受験資格を得た学生が受験します。
試験場所	現在、都内の大学が試験場となっています。
歯科技工士 科目試験	<p>【学説試験】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有床義歯技工学 2. 歯冠修復技工学 3. 顎口腔機能学 4. 歯科理工学 5. 歯の解剖学 6. 矯正歯科技工学 7. 小児歯科技工学 8. 関係法規 <p>【実地試験】</p> <p>歯科技工実技</p>
合格発表	合格者は3月下旬に発表されます。
免許	合格した場合、厚生労働大臣に申請し、歯科技工士免許を受けます。
業務	歯科技工士は、歯科医師の指示のもとに、業として歯科技工を行うことができます。

22. 歯科衛生士国家試験

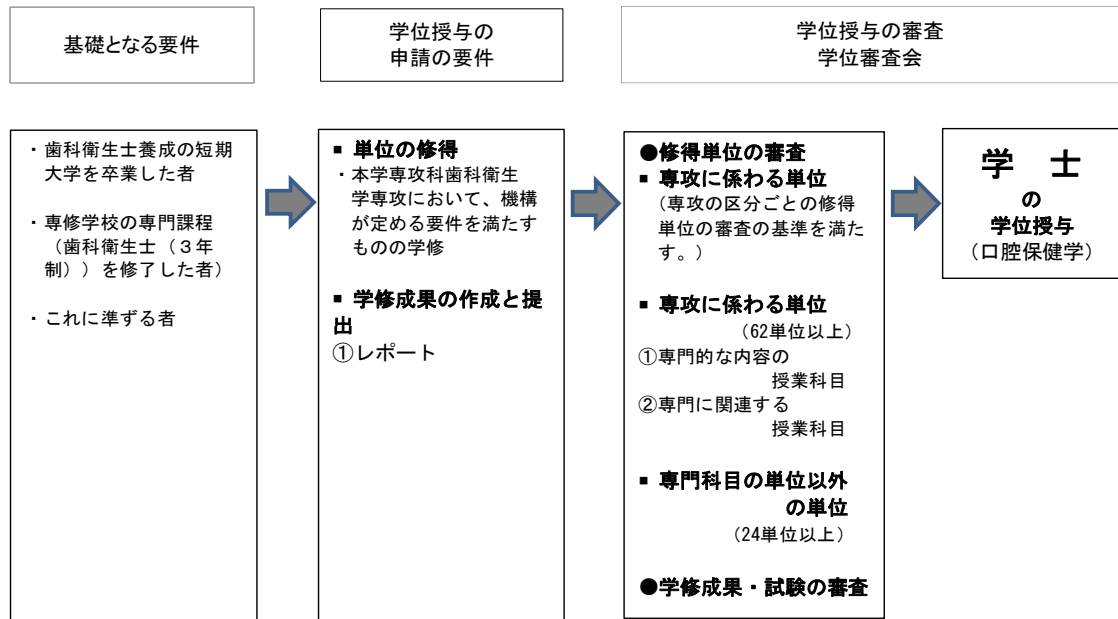
本学を卒業すると、歯科衛生士国家試験の受験資格が得られます。厚生労働大臣が管轄する国家試験を受験し、合格・免許登録を受け、初めて「歯科衛生士」となります。

受験手続	卒業見込者について、本学で受験願書など、所定の書類を作成整備し、一括して歯科医療振興財団に提出・申請します。
試験時期	試験は厚生労働大臣が管轄して毎年1回行われます。 試験は2月下旬～3月上旬の間に行われます。これは、同種学校・養成所の歯科衛生士国家試験受験資格を得た学生が受験します。
試験場所	現在、都内の大学が試験場となっています。
歯科衛生士 試験科目	<p>【学説試験】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能 2. 歯・口腔の構造と機能 3. 疾病の成り立ち及び回復過程の促進 4. 歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み 5. 歯科衛生士概論 6. 臨床歯科医学 7. 歯科予防処置論 8. 歯科保健指導論 9. 歯科診療補助論
合格発表	合格者は3月下旬に発表されます。
免許	合格した場合、厚生労働大臣に申請し、歯科衛生士免許を受けます。
業務	歯科衛生士は、歯科医師の指導や指示などのもとに、業として歯と口腔の疾患の予防処置、歯科診療の補助および歯科保健指導を行うことができます。

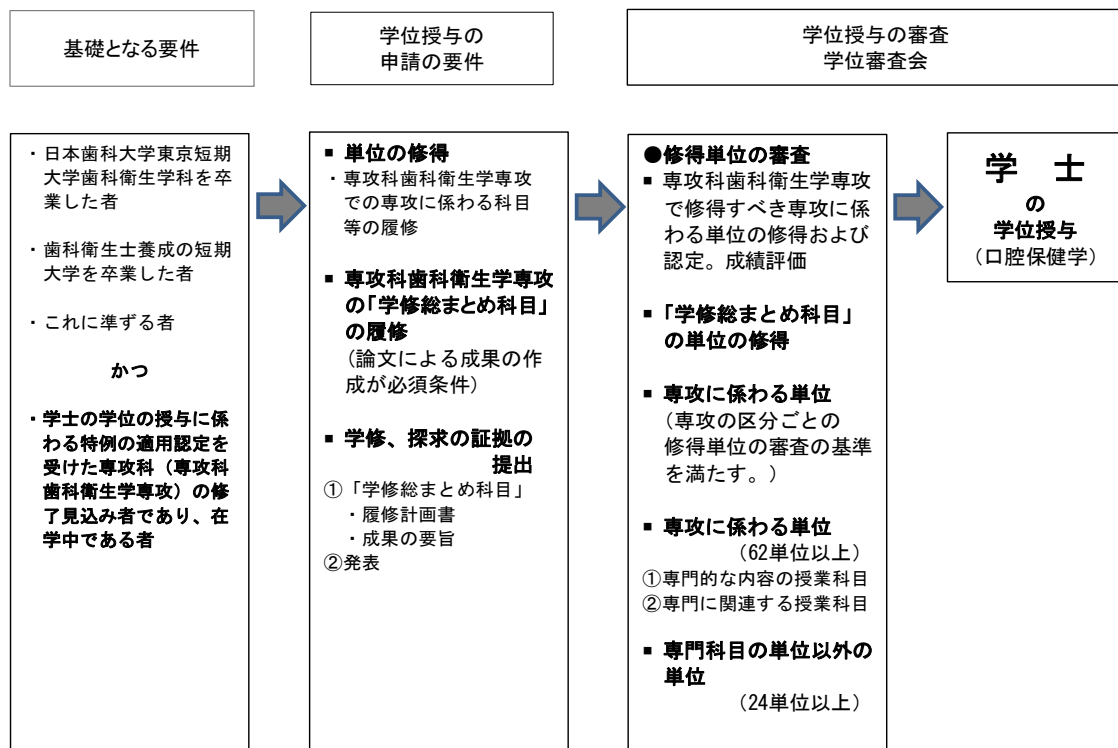
23. 大学改革支援・学位授与機構の学位授与

専攻科歯科衛生学専攻の学生は、一定の学修を積み上げて単位を修得し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査によって「学士」の学位（口腔保健学）を取得できます。

◎通例の審査方式による学位授与の流れ



◎特例の審査方式による学位授与の流れ



24. 日本歯科大学東京短期大学学則より抜粋

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法と学校教育法の精神に基づき、歯科技工と歯科衛生に関する専門の知識・技術を教授研究し、豊かな教養と人格を備えた、高度な医療技術者を育成し、もって国民の保健医療の向上に寄与することを使命とする。

2 歯科技工学科においては、建学の精神に基づき、最新の講義と基礎実習をとおして歯科医療に関する最新の専門的な知識、技術、対応及び倫理観を総合的に会得し、歯科医療における高度な歯科技工分野の教育を学ぶことにより、医療人としての豊かな人間性を身に付け、チーム歯科医療により国民の口腔機能の増進に大きく寄与する医療人を育成する。

3 歯科衛生学科においては、建学の精神に基づき、最新の講義と基礎・臨床実習をとおして歯科医療に関する最新の専門的な知識、技術、対応及び倫理観を総合的に会得し、歯科医療における高度な歯科衛生分野の教育を学ぶことにより、豊かな人間性を身に付けて、チーム歯科医療により、国民の歯科保健の増進に大きく寄与する医療人を育成する。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的を達成するために、教育研究活動等の状況について、自ら点検と評価を行うものとする。

2 自己点検と評価の取扱いについては、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(修業年限と在学年限)

第4条 本学の修業年限は、歯科技工学科は2年、歯科衛生学科は3年とする。

2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。

第4章 入学、退学及び休学

(休学)

第17条 疾病その他やむを得ない事由により3か月以上修学することのできない者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他やむを得ない事由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は、その年度の3月31日をもって期限とし、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、延長することができる。ただし、休学期間は通算して修業年限を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間の満了又は休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料等学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

(復籍)

第20条の2 前条第3号の規定により除籍された者が復籍を希望する場合は、連帯保証人連署のうえ、復籍願を提出し、未納の授業料に相当する額と復籍する年度の授業料等学生納付金を納付したのち、教授会の議を経て、学長は復籍を許可することができる。

第5章 教育課程と履修方法等

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第25条 試験等の評価は優、良、可、不可の評語をもって表し、可以上を合格とする。

(既修得単位の取扱い)

第26条 他の短期大学又は大学(外国の大学又は短期大学を含む。)を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1学年次に入学者の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、歯科技工学科は15単位を、歯科衛生学科は23単位を超えない範囲で、教授会の議を経て、学長が単位を認定することができる。

3 前2項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

第6章 進級と卒業、短期大学士の学位

(学業成績)

第27条 学業成績は、学科目試験と平素の成績により評定する。

(試験)

第28条 学科目試験は、定期試験及び臨時試験の区分により、学長が定める学科目について行う。

2 定期試験は、各学期末試験とする。

3 臨時試験は、学長が必要と認めたときに行う。

(受験資格)

第29条 定期試験を受けるためには、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 各学科目の授業時間数の3分の2以上出席し、定められた学科目の講義・実習等の課題を履修すること。

(2) 所定の学費を完納すること。

(再試験)

第30条 再試験は、各学科目の試験に不合格となった者に対して、行う場合がある。

(追試験)

第31条 疾病その他やむを得ない事由で定期試験を欠席した者に対して、追試験を行う。

(進級、単位の認定)

第32条 進級と単位の認定は、試験の結果及び出欠席の状況等を総合的に審査し、教授会の議を経て、学長が行う。

(卒業の要件)

第33条 本学を卒業するためには、歯科技工学科の学生は2年以上在学し、別表1に定めるところにより77単位以上を修得し、歯科衛生学科の学生は3年以上在学し、別表1に定めるところにより107単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第34条 第4条に規定する修業年限以上在学し、本学則に定める授業科目と単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(短期大学士の学位)

第35条 本学を卒業した者は、日本歯科大学東京短期大学学位規則の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第7章 入学検定料、入学金、授業料等学生納付金、その他の費用

(授業料等学生納付金の納入期)

第37条 授業料等学生納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(退学と停学の場合の授業料等学生納付金)

第 38 条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料等学生納付金は徴収する。

2 停学期間中の授業料等学生納付金は徴収する。

(休学の場合の授業料等学生納付金)

第 39 条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、在籍料等を納入しなければならない。(別表 2)

(復学の場合の授業料等学生納付金)

第 40 条 復学した者は、授業料等学生納付金を復学した月に納付しなければならない。

(授業料等学生納付金の不還付)

第 41 条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等学生納付金は原則として返還しない。

第 10 章 賞 罰

(表彰)

第 46 条 学業操行の優秀な者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(罰則)

第 47 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

4 その他懲戒に関する必要事項は別に定める。

第 12 章 専攻科

(目的)

第 49 条 本学に専攻科歯科衛生学専攻(以下「歯科衛生学」という。)を置き、学科における基礎的知識に基づき、更に専門的知識と高度な技術を教授し、高齢社会に対応した応用能力を備えた次世代の指導者となりうる質の高い歯科衛生士を育成することを使命とする。

(修業年限と在学年限)

第 51 条 専攻科の修業年限は、歯科衛生学は1年とする。

2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

(在学年限及び修了の要件)

第 54 条 専攻科を修了するためには、歯科衛生学の学生は1年以上在学し、別表1に定めるところにより40単位以上を修得しなければならない。

(修了の認定と修了証書)

第 55 条 所定の課程を修め、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

第 14 章 雑 則

(定型約款)

第 60 条 この学則及びその他本学が定める諸規則（以下「学則等」という。）を民法所定の定型約款とみなす。

2 前項の規定により定型約款とみなす学則等は、必要に応じて変更することができる。



日本歯科大学東京短期大学



〒162-0815

東京都新宿区筑土八幡町2丁目3番

電話 03-3266-5061

FAX 03-3266-5062